墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改	正	案			Ŧ	見		行		
別表第 1 1 貸切りの場合				別	別表第1 1 貸切りの場合					
区分	利用料金(1室につき)				×	利用料金(1室につき)				
	午前	午後	夜間				午前	午後	夜間	
		午後1時 から午後 5時まで	から午後		名称		午前9時 から正午 まで	から午後		
立川集会所~	[略]				立川集会所 ~ 外手集会所		[略]			
〔削除〕					<u>八広はなみずき</u> <u>所</u>	<u>集会</u>	2,400 円	3,100 円	3,100円	
曳舟集会所~ 東墨田うめぞの集会所	〔略〕				曳舟集会所~ 東墨田うめぞの集会	会所	〔略〕			
〔削除〕					八広あおぎり集ま	会所	2,400 円	3,100円	3,100円	
横川三丁目集会所~太平四丁目集会所	〔略〕				横川三丁目集会/太平四丁目集会/		〔略〕			
付記 1·2 〔略〕 2 〔略〕					付記 1·2 [略] 2 [略]					

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。